

不動産を相続した方へ

相続登記には期限があります 最短で令和9年3月31日!



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

知らなかった!



不動産登記推進サポーター
「シラナカッタユキ」

POINT

1

相続したことを知った日から
3年以内 に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります

POINT

2

令和6年4月1日より前の相続も対象!
令和6年4月1日より前に
相続したことを知った不動産は、
令和9年3月31日 までに
相続登記をする必要があります

今なら!

**相続登記の
免税措置**があります!
令和9年3月31日まで!

※100万円以下の土地相続など

さらに!

住所等変更
登記義務化も
令和8年4月1日
から始まりました!



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ

法務省 相続登記の義務化

検索

